

## 第1章 調査概要

### 1-1. 調査の背景・目的

本調査は、第4次犯罪被害者等基本計画に基づき、犯罪被害類型に応じて犯罪被害者等が置かれている状況等、犯罪被害者等が同一の加害者から再被害を受けている実態やそのおそれ等、犯罪被害者等が損害賠償を受けることができない状況の実態について調査を実施するものであり、同計画に盛り込まれた施策の更なる推進や、今後の各府省庁における施策の企画・立案等の検討に活用することを目的とする。

### 1-2. 企画分析会議

本調査の企画及び分析は、次の企画分析会議構成員による議論・検討に基づき実施した。企画分析会議は全4回開催された。

座長 辰野 文理（国士舘大学法学部教授）

委員 井野 敬子（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所行動医学研究部室長）

熊谷 明彦（弁護士）

齋藤 梓（上智大学総合人間科学部心理学科准教授）

島田 貴仁（科学警察研究所犯罪行動科学部犯罪予防研究室長）

白岩 祐子（埼玉県立大学保健医療福祉学部健康開発学科准教授）

中土 美砂（被害者支援都民センター犯罪被害相談員、交通事故被害者遺族）

関口 真美（警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当））

（敬称略、所属及び役職名は、令和6年3月時点のものである）

### 1-3. 調査方法

一般生活者を対象に、インターネット上に公開した調査票に既存のモニターがアクセスして回答するインターネット調査（Web調査）によって実施した。

インターネット調査はスクリーニング調査及び本調査の2段階で実施した。まず、スクリーニング調査で、本調査における犯罪被害者やその家族・遺族の条件に適合しているか否かと犯罪等被害の類型を質問した。本調査の条件に適合した回答者を調査対象の「犯罪被害者等」、犯罪等被害を受けた経験がないとする回答者を「一般対象者」とし、犯罪被害者等及び一般対象者に本調査をそれぞれ実施した。

#### ※倫理的配慮

本調査は、国士舘大学倫理委員会の承認を受けた（承認番号：R5-06）。調査の実施に当たり、協力が任意であること、得られた情報の目的外使用の禁止、調査への回答はいつでも中止できること等について、事前に画面上で説明し、同意を得られた人のみを対象とした。また、調査によって回答者が精神的な不調を感じた場合への対応として、調査票末尾に複数の相談先を記載した。

### 1-4. 調査期間

令和5年12月15日（金）～令和6年1月7日（日）

## 1-5. 調査対象

インターネットによる調査モニター（20歳以上）から抽出した、次のいずれかに当てはまる方を対象とした。

### (1) 犯罪被害者等

過去に次のいずれかの犯罪等被害にあったと回答した本人又は遺族（遺族にあつては交通事故、暴力被害のみ）の方。

< 犯罪被害類型 >

1. 財産被害
2. 配偶者暴力
3. ストーカー行為等
4. 児童虐待
5. 性的な被害
6. 交通事故
7. 暴力被害

犯罪被害類型のそれぞれの定義は下表のとおり。

**犯罪被害類型の定義**

類型		定義
1. 財産被害	窃盗	以下のような形で、他人に金品を盗まれた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・スリ</li> <li>・置き引き</li> <li>・車上荒らし</li> <li>・空き巣 など</li> </ul>
	詐欺	以下のような形で、他人にだまされ、金品を奪われたり、損害を与えられたりした。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・架空料金請求詐欺</li> <li>・オレオレ詐欺（振込詐欺）</li> <li>・フィッシング詐欺</li> <li>・ロマンス詐欺 など</li> </ul>
	強盗・恐喝等	以下のような形で、他人に金品を奪われた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居や店舗に押し入られる</li> <li>・ひったくり</li> <li>・カツアゲ など</li> </ul>

<p>2. 配偶者暴力 (配偶者からの暴力 (DV))</p>	<p>配偶者 (夫や妻のこと。事実婚の関係にある方を含む) から以下のような暴力や心身に悪影響を及ぼす言動をされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 殴られる、蹴られる、物を投げつけられる、突き飛ばされる</li> <li>・ 人格を否定するような暴言、交友関係や行き先・電話・メール・SNSなどの細かい監視、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、自分や家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫</li> <li>・ 生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害される</li> <li>・ 嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像などを見せられる、避妊に協力しない など</li> </ul>				
<p>3. ストーカー行為等</p>	<p>以下のような、好意あるいはそれが満たされなかったことに対する恨みを持つ特定の他者からのつきまとい行為により、身体の安全や心の平穏が著しく害される不安を覚えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 望んでいない面会・交際・復縁を要求された</li> <li>・ 謝罪、金銭など、応じなくてもよいことを要求された</li> <li>・ 暴言や脅迫を受けた</li> <li>・ 自宅や職場などに大量のメールやメッセージを送付されたり、連続の電話をされたりした</li> <li>・ 自宅・職場・学校へ押しかけられたり、待ち伏せされたりした</li> <li>・ 見ている、監視していると告げられた</li> <li>・ 望んでいないプレゼントや嫌がらせをするための物を送付された</li> <li>・ 中傷する文書をまかれたり、貼り紙をされたりした など</li> </ul>				
<p>4. 児童虐待</p>	<p>18歳になるまでの間に、同居する保護者から以下のような虐待を受けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ あざや傷ができるような暴力を振るわれた</li> <li>・ 性的な行為や接触をされた、あるいはさせられた</li> <li>・ 1日以上食事を与えてもらえなかったり、長時間屋外に放置されたりした</li> <li>・ 繰り返し大声で怒鳴られたり、話しかけても無視されたりした</li> <li>・ 自分の目の前で父親または母親がその配偶者または親族に暴力を振るった など</li> </ul>				
<p>5. 性的な被害</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="368 1597 580 1688"> <p>痴漢等</p> </td> <td data-bbox="580 1597 1453 1688"> <p>以下のような形で、痴漢などの被害にあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 痴漢、盗撮、のぞき、露出にあった</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="368 1688 580 1912"> <p>無理矢理性交 (無理矢理にされたまたは同意のない性交など)</p> </td> <td data-bbox="580 1688 1453 1912"> <p>以下のような形で、無理矢理または同意なく性行為をされたり、性的な接触をされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無理矢理にまたは同意なく性交をされた (肛門性交、口腔性交、陰茎を除く身体の一部または物を挿入する場合を含む)</li> <li>・ 無理矢理にまたは同意なく性的に身体を触られた、触らせられた</li> </ul> </td> </tr> </table>	<p>痴漢等</p>	<p>以下のような形で、痴漢などの被害にあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 痴漢、盗撮、のぞき、露出にあった</li> </ul>	<p>無理矢理性交 (無理矢理にされたまたは同意のない性交など)</p>	<p>以下のような形で、無理矢理または同意なく性行為をされたり、性的な接触をされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無理矢理にまたは同意なく性交をされた (肛門性交、口腔性交、陰茎を除く身体の一部または物を挿入する場合を含む)</li> <li>・ 無理矢理にまたは同意なく性的に身体を触られた、触らせられた</li> </ul>
<p>痴漢等</p>	<p>以下のような形で、痴漢などの被害にあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 痴漢、盗撮、のぞき、露出にあった</li> </ul>				
<p>無理矢理性交 (無理矢理にされたまたは同意のない性交など)</p>	<p>以下のような形で、無理矢理または同意なく性行為をされたり、性的な接触をされた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無理矢理にまたは同意なく性交をされた (肛門性交、口腔性交、陰茎を除く身体の一部または物を挿入する場合を含む)</li> <li>・ 無理矢理にまたは同意なく性的に身体を触られた、触らせられた</li> </ul>				

6. 交通事故	けが (死亡した場合以外)	交通事故で治るまでに1週間以上かかるけがを負った。
	死亡 (死亡した場合)	交通事故で家族が死亡した。
7. 暴力被害	けが (暴力被害 (殺人未遂も 含む))	「2. 配偶者暴力」及び「4. 児童虐待」以外の暴力により、治るまでに1週間以上かかるけがを負った。
	死亡 (殺人等)	以下のような暴力犯罪(「6. 交通事故」のうち「死亡」を除く)で家族が死亡した。 ・殺人 ・傷害致死 ・強盗致死 など

なお、「財産被害」は、本調査から新たに追加した類型であり、それ以外の6つの類型は、平成29年度犯罪被害類型別調査と同様の定義としている。

## (2)一般対象者

過去において犯罪等被害を受けた経験がないと回答した方(グラフ・表においては「一般」と記載)。

## 1-6. 調査項目

### (1)スクリーニング調査

- 基本属性について
- 犯罪等被害の経験について
- 被害時の通報・相談について

### (2)本調査

- 受けた被害について
- 被害時の通報・相談について
- 児童虐待の被害について
- 配偶者暴力、ストーカー行為等の被害について(再被害状況について)
- 被害によるけがの状況について
- 身体状態・精神状態について
- 被害による経済的な影響について
- 事件後から現在までの生活状況の変化について
- 事件後に受けた支援や使った制度について
- 事件後に関わった人から受けた言動について

## 1-7. 回収結果

配信（調査告知）数・・・508,190人

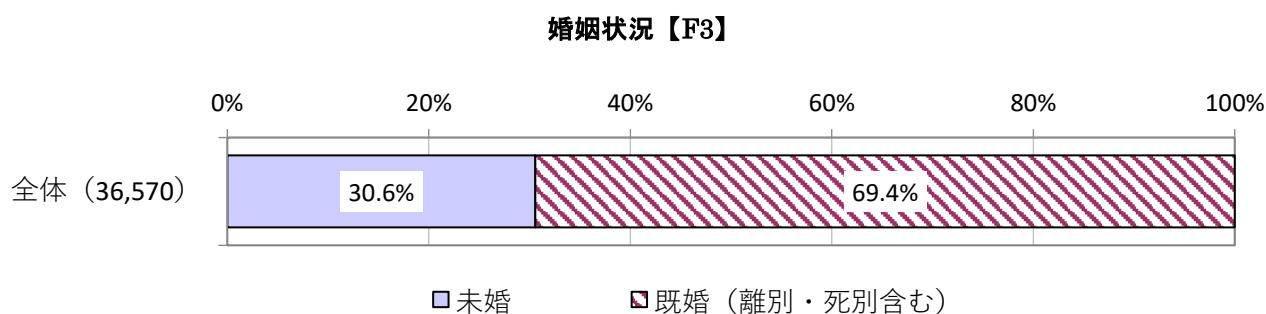
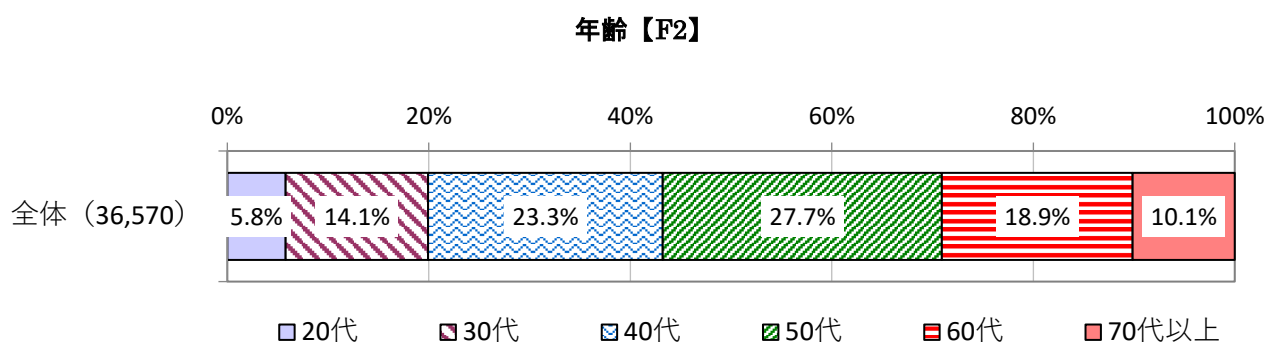
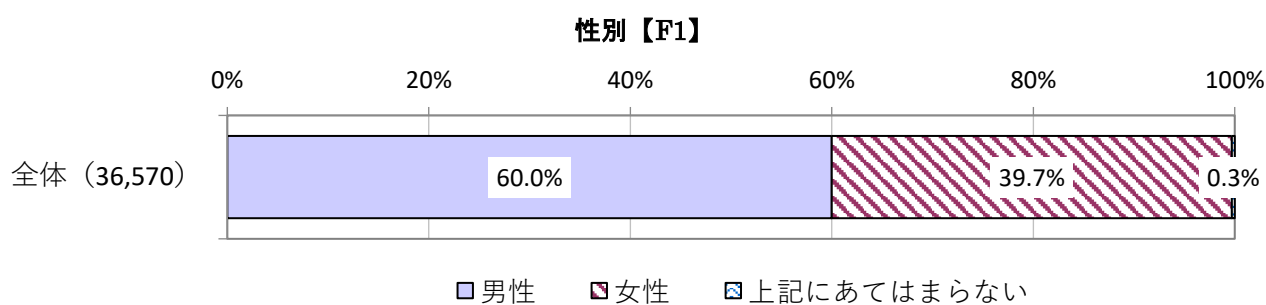
スクリーニング調査回答数・・・43,330人

スクリーニング調査有効回答数・・・40,066人

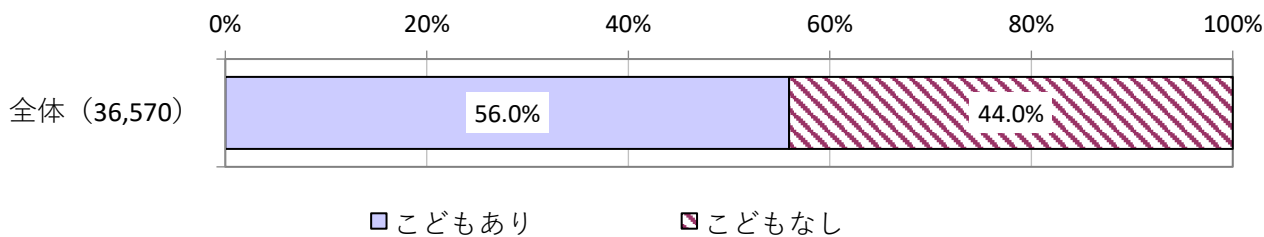
本調査有効回答数・・・1,670人

### ●スクリーニング調査回答者の概要

※各図表の「全体（36,570）」の数値は、スクリーニング調査回答数（43,330人）から、本件への回答協力を同意しなかった方及び調査の対象者年齢条件（20歳以上）を満たさなかった方を除いた数。



子の有無【F4】



職業【F5】

全体	会社勤務 (一般社員)	会社勤務 (管理職)	会社経営 (経営者・役員)	公務員・教 職員・非営 利団体職 員	派遣社員・ 契約社員	自営業(商 工サービ ス)	SOHO
36,570	9,298 (25.4%)	2,556 (7.0%)	723 (2.0%)	1,696 (4.6%)	2,330 (6.4%)	1,648 (4.5%)	351 (1.0%)
	農林漁業	専門職(弁 護士・税理 士・医療関 連)	パート・ア ルバイト	専業主婦・ 主夫	学生	無職	その他職 業
	166 (0.5%)	917 (2.5%)	5,373 (14.7%)	4,030 (11.0%)	362 (1.0%)	6,430 (17.6%)	690 (1.9%)

●本調査有効回答数の詳細

本調査有効回答数

回答者属性・犯罪被害類型		有効回答数	内訳
犯罪被害者等	財産被害	139	窃盗 80 詐欺 45 強盗・恐喝等 14
	配偶者暴力	114	—
	ストーカー行為等	125	—
	児童虐待	109	—
	性的な被害	119	痴漢等 90 無理矢理性交 29
	交通事故	104	けが 96 死亡 8
	暴力被害	109	けが 96 死亡 13
	(犯罪被害者等小計)	819	—
一般対象者	851	—	
合計	1,670	—	

## 1-8. 報告書を読む際の留意点

- 調査結果の数値は回答率(%)で示している。%の母数はその質問に回答した数又は分類別(類型別)の数で、「(○)」又は「N=○○」で表している。
- 割合は、一部を除き、小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位までを示している。よって、回答数が1つだけの質問であっても、回答比率の合計値が100.0%にならない場合がある。また、複数回答の質問は、回答比率の合計値が100.0%を超える場合がある。
- 回答者が設問に誤って回答していると考えられる場合があるが、その場合であっても、集計時の調整等を行っていない。
- 有効回答数が十分ではなく、統計上有意な数値であるとは言えないものについては、参考情報として位置付けている。
- 本文やグラフ・数表上の選択肢の表記に当たり語句を簡略化している場合がある。正確な表現は巻末にある調査票を参照のこと。
- 本調査における「犯罪被害者等」とは、「犯罪被害者等基本法」における「犯罪被害者等」を指す。すなわち、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族を指し、加害者の別、害を被ることとなった犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、解決・未解決の別、犯罪等を受けた場所その他による限定を一切していない。
- K6について  
調査結果において掲載されているK6とは、うつ病、不安障害に対するスクリーニング尺度である。2002年に米国のKesslerらが項目反応理論に基づき提案、日本語版は同年に名古屋市立大学大学院医学研究科教授の古川らが翻訳して<sup>1</sup>、国民生活基礎調査でも用いられている。6つの設問の合計値(合計24)が高いほど精神健康に問題がある可能性が高くなり、合計値13点以上では重症精神障害の診断に該当する可能性が高いとされ、7~12点では軽度精神障害の可能性ありとされている。本調査では、アンケート調査票のQ34において、過去30日間に「神経過敏に感じた」、「絶望的だと感じた」、「それぞれ落ち着かなく感じた」、「気分が沈みこんで、何が起こっても気が晴れないように感じた」、「何をやるのも骨折りだと感じた」、「自分は価値のない人間だと感じた」の6つの設問に対する回答選択肢について、「全くない」=0、「少しだけ」=1、「ときどき」=2、「たいてい」=3、「いつも」=4とスコア化し、各回答のスコアを合算して得点を算出している。
- UCLA 孤独感尺度について  
調査結果において掲載されているUCLA 孤独感尺度<sup>2</sup>とは、孤独という主観的な感情を間接的な質問により数値的に測定するための尺度である。1978年にカリフォルニア大学ロサンゼルス校(UCLA)のRussellが考案した尺度であり、本調査においては、「UCLA 孤独感尺度」の日本語版<sup>3</sup>の3項目短縮版<sup>4</sup>

<sup>1</sup> Furukawa TA, Kawakami N, Saitoh M, Ono Y, Nakane Y, Nakamura Y, Tachimori H, Iwata N, Uda H, Nakane H, Watanabe M, Naganuma Y, Hata Y, Kobayashi M, Miyake Y, Takeshima T & Kikkawa T (2008) The performance of the Japanese version of the K6 and K10 in the World Mental Health Survey Japan. *International Journal of Methods in Psychiatric Research*, 17(3), 152-158.

<sup>2</sup> Russell DW. UCLA Loneliness Scale (Version 3): Reliability, Validity, and Factor Structure. *Journal of Personality Assessment*. 1996;66(1):20-40.

<sup>3</sup> 舛田ゆづり, 田高悦子, 他: 高齢者における日本語版 UCLA 孤独感尺度(第3版)の開発とその信頼性・妥当性の検討, *日本地域看護学会誌*. 15(1): 25-32, 2012.

<sup>4</sup> Arimoto A & Tadaka E: Reliability and validity of Japanese versions of the UCLA loneliness scale version 3 for use among mothers with infants and toddlers: a cross-sectional study. *BMC Women's Health*. 2019;19:105.

に基づき、3つの設問への回答をスコア化し、その合計スコアが高いほど孤独感が高いと評価する。本調査では、アンケート調査票のQ36において、「自分には人との付き合いがないとすることがある」、「自分は取り残されているとすることがある」、「自分は他の人たちから孤立していると感じることがある」の3つの設問に対する回答選択肢について、「決してない」=1、「ほとんどない」=2、「時々ある」=3、「常にある」=4とスコア化し、各回答のスコアを合算して得点を算出している。



## 1-9. 調査結果概要

【2-1】回答者の基本属性、【2-2】被害の状況については、それぞれ第2章を参照されたい。

### 【2-3】犯罪被害者等と一般対象者との比較

- 犯罪被害者等は、一般対象者と比較して、転居、休学・休職、中退・転校、辞職・転職、家族間不和、長期入院、別居・離婚等との回答比率が高く、生活や対人関係への影響がうかがえる。
- 犯罪被害者等は、一般対象者と比較して、過去30日間に身体上の問題を感じたとの回答比率が高く、一般対象者よりも高い割合で身体上の問題を抱えている。
- 犯罪被害者等は、一般対象者と比較して、過去30日間に精神的な問題や悩みを感じたとの回答比率、重症精神障害相当の状態に達している比率、孤独感を感じている比率が高い上、直近1年間で仕事や日常生活を行えなかったと感じた日数も多く、一般対象者よりも高い割合で精神的な問題を抱えている。
- 犯罪被害者等は、一般対象者と比較して、生活に困難を感じているとの回答比率が高い。

### 【2-4】犯罪被害類型別の特徴

- 事件と関連がある生活上の変化について、配偶者暴力は別居・離婚(36.0%)、ストーカー行為等(以下「ストーカー」という。)は中退・転校や辞職・転職(23.2%)、児童虐待は家庭間不和(31.2%)、交通事故、暴力被害は休学・休職(それぞれ25.0%、22.9%)が最も多くなっている。
- 過去30日間に身体上の問題を感じたとの回答比率は、暴力被害(45.9%)、配偶者暴力(40.4%)、児童虐待(38.5%)の順で高く、事件と関連があるとする割合は、ストーカー(55.5%)、性的な被害(38.7%)、暴力被害(36.0%)の順で高い。
- 過去30日間に精神的な問題や悩みを感じたとの回答比率は、配偶者暴力(51.8%)、暴力被害(49.5%)、児童虐待(45.9%)の順で高く、事件と関連があるとする割合は、児童虐待(58.0%)、ストーカー(54.2%)、配偶者暴力(50.8%)の順で高い。直近1年間で仕事や日常生活を行えなかったと感じた日数は、児童虐待(50.0日)、暴力被害(44.2日)の順で多い。
- 経済的状況について、配偶者暴力、暴力被害、児童虐待では、生活に困難を感じている割合が他類型と比較して高い傾向がみられる。

### 【2-5】通報・相談状況

- 警察への通報率は、交通事故(83.6%)が最も高く、次いで財産被害(62.5%)となっている。一方、児童虐待(3.7%)、性的な被害(10.9%)、配偶者暴力(15.7%)では低い。また、加害者と面識のある場合に通報率が低くなっている。
- 被害にあった際の相談状況について、犯罪被害者等全体で44.2%がどこにも(誰にも)相談していないと回答しており、その割合は、犯罪被害類型別にみると、児童虐待(84.4%)、性的な被害(51.3%)、配偶者暴力(50.9%)の順で高く、被害の時期別にみると、10年以上前(50.7%)、10年前から3年前の間(30.8%)、3年以内(25.5%)と近年になるほど低くなっている。最初に相談した相手・機関は、多くの類型で家族との回答比率が高い。
- 被害にあってから最初に通報・相談するまでに要した期間は、交通事故、性的な被害、財産被害、暴

力被害は1日未満との回答比率が高い。一方、ストーカーでは1週間以上1か月未満、児童虐待では3年以上との回答比率が高い。

- 警察に通報・相談しなかった理由について、児童虐待、性的な被害では低年齢であったため、配偶者暴力では警察に相談するほどの被害ではなかったからとの回答比率が最も高い。また、どこにも（誰にも）相談しなかった理由についても、児童虐待、性的な被害、配偶者暴力では同様の回答比率が高い。
- 警察を含む関係機関・団体に通報・相談しやすくなるための条件について、ストーカー、配偶者暴力、性的な被害、児童虐待では守秘性を重視する回答が多い。さらに、女性の場合は、男性に比べ、希望する性別の職員に対応してもらえること、周りの人に知られずに相談できることとの回答比率が高い。地方公共団体や民間の機関・団体等に対しては、無料相談できることとの回答も多い。
- 事件後に気持ちが傷つけられた相手について、児童虐待、配偶者暴力、暴力被害では家族・親族との回答比率が高く、配偶者暴力では加害者関係者との回答比率も高くなっている。また、事件後に精神的・情緒的に支えられた相手については、いずれの類型でも家族・親族、友人・知人との回答比率が高い。

### 【2-6】児童虐待の被害状況

- 児童虐待の加害者は、父（50.5%）、母（27.5%）が多くを占める。
- 自分以外に被害にあっていた人は、49.5%がいないと回答しており、被害者としては兄弟姉妹（38.5%）、母（27.5%）との回答比率が高い。
- 虐待に気づいていた人は、母（37.6%）、兄弟姉妹（28.4%）、祖父母（11.9%）の順で回答比率が高い。一方、気づいていた人がいないとの回答比率も35.8%と高くなっている。
- 虐待に気づいていた人の介入状況について、72.9%が介入者はいないと回答しており、介入者としては母（15.7%）、祖父母（5.7%）、兄弟姉妹（4.3%）の順で回答比率が高い。

### 【2-7】配偶者暴力・ストーカー行為等の再被害の状況

- 被害後の対処行動について、配偶者暴力では自衛のための行動はとっていない（36.0%）、別居・離婚した（34.2%）、ストーカーでは自分が相手に働きかけた（26.4%）、自分以外の人に相手に働きかけてもらった（25.6%）との回答比率が高い。
- 警察への通報率は、配偶者暴力で15.7%、ストーカーで32.0%、行政への相談率は、配偶者暴力で3.5%、ストーカーで1.6%となっている。また、通報・相談を受けて警察や行政がとった対応は、配偶者暴力では措置を希望しなかった（31.8%）、ストーカーでは警察が加害者を呼び出して警告した（33.3%）との回答比率が最も高い。
- 警察や行政に通報・相談した後に再被害を受ける不安を感じたとの回答比率は、配偶者暴力で95.5%、ストーカーで85.7%と非常に高くなっている。また、再被害を受けたとの回答比率は、配偶者暴力で63.6%、ストーカーで40.5%となっている。

### 【2-8】被害と加害者との関連

- 加害者の属性について、財産被害、交通事故では知らない人・わからない人、配偶者暴力では配偶者・交際相手、児童虐待では家族が大多数を占める。ストーカーでは知人・友人・職場・学校の関係者、

知らない人・わからない人、性的な被害では知らない人・わからない人、知人・友人・職場・学校の関係者の順に多く、暴力被害では加害者構成が多様である。また、配偶者暴力、児童虐待では、加害者が家族である場合に被害が長期化している傾向がうかがえる。

- 警察への通報率は、加害者が家族の場合（15.6%）に最も低く、知人・友人・職場・学校の関係者、配偶者・交際相手、知らない人・わからない人の順に高くなっている。また、加害者が家族の場合にはどこにも（誰にも）相談をしなかったとの回答も多い（72.7%）。
- 被害からの回復状況について、半分以上回復したとの回答比率は、加害者が家族の場合（62.6%）に最も低くなっている。

### 【2-9】被害の構造に関する考察

- 身体上の問題が事件に関係している、あるいは、精神的な問題が事件に大いに関係していると認識している回答者は、重症精神障害相当の状態に達している比率、孤独感を感じている比率、仕事や日常生活が行えなかった日数ともに高い数値となっている。
- 身体上の問題と事件が関係していると認識している回答者は、精神的な問題と事件が関連しているとの回答比率も高くなっており（逆も同様）、事件に関する身体上の問題と精神的な問題が相互に密接に関連していることがうかがえる。

### 【2-10】加害者による損害賠償状況

- 事件に関連して受領した給付、支給、賠償について、犯罪被害者等全体で79.9%がいずれも受けていないと回答しており、加害者からの賠償（加害者側保険の支払を除く）を受けたとの回答比率は3.1%にとどまっている。
- 加害者側との損害賠償に関する訴訟・交渉等について、犯罪被害者等全体で88.0%が訴訟・交渉等を行っていないと回答しており、その割合は、被害の時期別にみると、10年以上前（91.5%）、10年前から3年前の間（81.8%）、3年以内（76.5%）と近年になるほど低くなっている。訴訟・交渉等を行って賠償額が定まった回答者のうち賠償が支払われた割合は、半分以上支払われたとの回答比率が32.2%、全く支払われていないとの回答比率が18.6%となっている。
- 訴訟・交渉等を行っていない又は合意に至らなかった場合の加害者側の賠償の支払状況について、93.2%が支払なしと回答している。また、訴訟・交渉等を行わなかった理由は、手続がわからなかったから（32.5%）、加害者側と関わりたくないから（27.6%）との回答比率が高くなっている。

### 【2-11】回復状況とその影響要因

- 被害からの回復状況について、多くの類型で半分以上回復したとの回答が約8～9割を占める中、児童虐待は65.1%にとどまっており、児童虐待、暴力被害、配偶者暴力では、回復度が2割以下との回答比率が他の類型に比べて高い。
- 加害者との関係別にみると、半分以上回復したとの回答比率は、加害者が無関係の人・知らない人、交際相手・元交際相手等の場合に高い一方、父、母等の場合には比較的低くなっている。また、加害者との面識がない回答者は、面識がある回答者と比較して、回復度が高い。
- 生活上の変化別にみると、半分以上回復したとの回答比率は、学校や職場・地域の人々との関係が親

密になった、結婚した、こどもが生まれた、転居したなどとの回答がある場合に高くなっている。

- 経済的状況に関する意識別にみると、半分以上回復したとの回答比率は、生活にとっても困っているとの回答の場合は59.1%であり、他の場合と比べて低くなっている。
- 相談の有無別にみると、半分以上回復したとの回答比率は、相談経験がある場合が87.6%であるのに対し、相談経験のない場合は80.6%となっている。

### 【2-12】支援・制度の利用状況とニーズ

- 支援を受けた／制度を利用した機関・団体について、犯罪被害者等全体で74.8%がいずれの機関・団体の支援も受けていない／制度も使っていないと回答しており、その割合は、被害の時期別にみると、10年以上前（82.0%）、10年前から3年前の間（58.7%）、3年以内（56.1%）と近年になるほど低くなっている。支援を受けた／制度を利用した機関・団体は、警察（16.6%）が最も多く、次いで医療機関（3.3%）、弁護士会（2.7%）となっている。
- 被害直後に必要とした支援・配慮、現在必要としている支援・配慮は、ともに、どのような支援・配慮が必要かわからなかった（それぞれ46.0%、43.6%）との回答比率が最も高い。被害直後の具体的な支援・配慮としては、事件・被害に関する話を聞いてもらう（20.1%）、警察・検察との応対の手助け・付添い（12.5%）、精神的な支援（9.0%）の順で回答比率が高い。
- 総合的対応窓口について、犯罪被害者等における認知度は15.6%であり、一般対象者における認知度は2.8%である。利用状況は、犯罪被害者等全体で、窓口を知っていた方のうち、16.4%が利用したと回答している。犯罪被害者等における認知度及び利用率は、被害の時期別にみると、ともに近年になるほど高くなっている。